

初版発行の年(1886年)から数えて120年後の2006年に第15改正日本薬局方が公布され、日本の医薬品が有効で、安全であるために必要な基準として、医薬品の基本的な性質やそれを確かめるための検査方法等が書かれています。明治の初期に近代的な薬局方が編纂されて以来、そのときの最新の科学的知識を

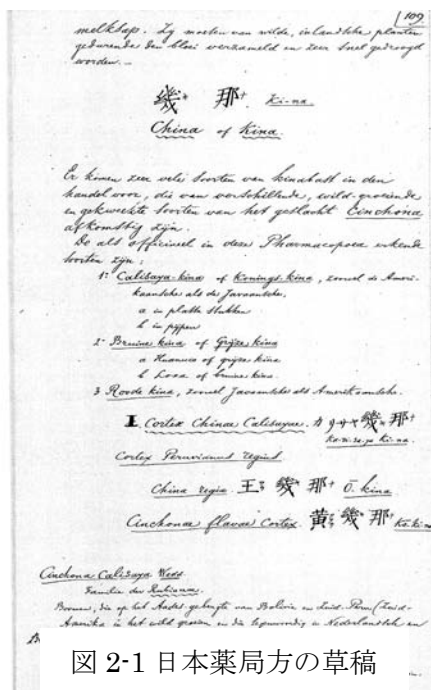


図 2-1 日本薬局方の草稿

これに盛り込ための努力が払われてきました。

1869年(明治2年)、オランダのエトレヒト軍医学校の教師アントン・ヨハネス・ゲールツは我が国の招請に応じて、長崎府医学校予科に物理化学教授としてやってきました。当時、キニーネは間欠熱(マラリア)の薬やコレラの薬あるいは胃腸薬として、様々な処方に取り入られていました。ゲールツはパリから長崎に輸入されたキナ塩の分析を行ったところ、ほとんどが硫酸シンコニンで硫酸キニーネの量はごく僅かであることがわかりました。1873年1月26日、“シンコニンを熱冷ましに用いても、ほとんどその効果が無いので、その値段はとても安く、(そのための)薬として用いることはありません。オランダやドイツでこのような偽物の薬を患者に売ると罰せられます。”と長崎の役所に手紙を送りました。

そして近代的な医薬品に対応した取り締まり制度が我が国に無いことが粗悪な医薬品が販売される原因なので、欧米のような制度を作ってくださいと願い出ました。続けて“もし私の提言を聞いてくれるのなら、長崎やその他の地域で販売されている医薬品の検査を引き受けても良いです。”と結びました。一方、長崎商人ポルは我が国の商人から買い付けたキナを調べた所、偽物であることが分かり、日本国内における粗悪な医薬品の取り締まりを行うように、長崎税関長に意見書を送りました。ちなみに、長崎港のキナの価格は1オンス当たり75セントで、ヨーロッパからの輸入品の価格は2ドルでした。このように我が国には医薬品に対する国家的な管理が皆無であることが、不平等条約を背景に国際的な問題に発展し兼ねない状況になったようです。

そこで、1873年5月、時の政府は大学東校(現在の東京大学)のドイツ人教師ヘルマンに命じて、“薬剤取り締まりの方法”を調べさせました。“そもそも、薬品を博く申さば、身体の外は、万物皆薬ならざるはなし、また毒にあらざるはなし。”として、薬局方の編纂、医薬品の取締機関、薬剤師などの制度を整え

るように、太政官に提案をしました。

岩倉具視を全権大使とする欧米への派遣使節団に随行した長與専齋は帰国後、文部省医務局長となり、医療制度の近代化の一環として、処方や製剤が中心で収載品目の少ない陸軍や海軍などの薬局方から、西欧の近代的な分析化学に基づく検査法を中心とする本格的な局方を目指し、1875年薬局方の原案作成をゲールツに委託しました。彼は京都・東京・横浜司薬場の監督を歴任する傍ら、草稿を書き続け、1877年末にそれを完成しました。この間、政府は東京・大阪・横浜などに次々と司薬場を開設する一方、1874年“キニーネ・ヨードポッターズ（ヨードカリ）の贗薬取り締まり規則”、“劇薬取り締まり規則”、1875年“司薬場試験心得”、薬局方試験法等を公布して、完成したばかりの各司薬場に医薬品の取り締り・検査を行わせました。その日本薬局方にはわずかに沃度加理（ヨード・カリ）、硫酸規尼涅（硫酸キニーネ）、塩酸規尼涅（塩酸キニーネ）の3条しかありませんでした。そこで、司薬場試験条令を作り、司薬場の検査方法は日本薬局方記載に従うこととしましたが、大半の医薬品については日本薬局方が制定されていないので、外国からの輸入薬品については輸出国の局方の検査に合格すれば合格品とするしかありませんでした。そのため、その効き目に差があり、使用するときには危険が生じる恐れがありました。また、検査が無事終了しても、その検査結果を受け入れるか、もう一度検査をやり直すか、さらにその結果を合格とするか、不合格とするかで、輸出国と紛争になることも多く、その大使館などから外務省を通じて、立ち会い試験を行うなどの事件に発展することもしばしばありました。



図 2-2 I. C. Geerts

1880年11月、ようやく薬局方編纂委員会が設けられ、陸軍永松東海、衛生局柴田承桂、東京司薬場エーキマン、横浜司薬場ゲールツ等6人が委員に任命され、彼らはゲールツの草稿をもとに編纂を始めましたが、すでに内容が古くなっていたので、始めから調査をやり直し、1885年にこれの編纂を終わりました。1886年(明治19年)、遂に日本薬局方は内務省令として公布されました。ちなみに、初めて薬局方が公布されたこの年には、我が国には憲法（大日本帝国憲法1889年）や議会（第一回帝国議会,1890年）など近代的な国家制度は未だなく、国民の健康を守るための薬局方が先に完成したことになります。

このように、国民にとって重要な日本薬局方の原案を作成し、局方の編纂に精魂を傾けたゲールツはこの完成の日を見ることもなく、1883年8月30日横浜に没しました。1891年8月30日、彼の偉業を讃えるために、長與専齋の撰文による大きな石碑が作られ、現在当研究所の庭に置かれています。

(前食品部第2室室長 2010年11月25日)